

東社労第598号
平成27年3月19日

統括支部長
支部長 各位

東京都社会保険労務士会
会長 大野 実
(公印省略)

平成27年度の健康保険被扶養者資格再確認業務に係る
被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の事業運営につきまして、格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成27年3月12日付別添協東京支部発第150312-01号にて、全国健康保険協会東京支部より、平成27年度の健康保険被扶養者資格再確認業務に係る被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付に関する周知依頼がありました。

平成27年度も保険給付の適正化及び高齢者医療制度における納付金・適正化を目的として、健康保険被扶養者資格の再確認業務が同協会により実施されます。

つきましては、同再確認業務に係る被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付に関する取扱いをご確認いただきますとともに、貴統括支部及び貴支部所属会員の皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関しましては、本会ホームページ（会員サイト）に掲載しておりますので申し添えます。

(担当：業務課 荻部)



協東京支部発第 150312-01 号
平成 27 年 3 月 12 日

東京都社会保険労務士会
会長 大野 実 様

全国健康保険協会東京支部
支部長 矢内 邦夫



平成 27 年度の健康保険被扶養者資格再確認業務に係る
被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付について

日頃より全国健康保険協会東京支部の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」といいます。）では、保険給付の適正化及び高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に、昨年度と同様に平成 27 年度においても、健康保険被扶養者資格の再確認業務を実施いたします。

つきましては、協会けんぽ本部より平成 27 年 2 月 16 日付協発第 150216-02 号により全国社会保険労務士会連合会会長様あてご通知申し上げたところですが、社会保険労務士と受託契約をされている事業所に係る被扶養者状況リストを社会保険労務士へ送付することといたしますので、その取扱いについて貴会会員様への周知並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、実施にあたりまして、特にご留意いただきたい事項を別紙にまとめましたので、併せて周知等のご配慮をお願い申し上げます。



留意事項

同意書等のご提出や被扶養者状況リストの送付にあたりまして、別添「被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付について」と重複する項目もございますが、特にご留意いただきたい点をまとめましたので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 再確認の対象者

平成27年5月中旬現在（データ抽出日は未定）において、被扶養者の認定を受けている方であって、次に該当する方を除きます。

- ①平成27年4月1日時点において18歳未満の被扶養者
- ②扶養認定日が平成27年4月1日以降となっている被扶養者
- ③任意継続被保険者の被扶養者

なお、再確認の対象者がいない事業所においては、被扶養者状況リスト等の送付自体がありません。

2. 同意事業所一覧表＋誓約書による取扱い

平成27年度分として新たに作成のうえ、原本を同意事業所一覧表と共にご提出ください。

3. 同意事業所一覧表＋同意書による取扱い

- ①過去実施時に同意を得ている事業所

同意事業所一覧表の備考欄に同意を得た年度をご記載いただければ同意書の添付は必要ありません。

例：「26年度同意」

- ②27年度新たに同意を得た事業所

同意事業所一覧表の備考欄に「27年度追加」と記載し、必ず同意書（原本）を添付してください。

4. 事業所記号について

同意書及び同意事業所一覧表にご記載いただく事業所記号は、協会けんぽの記号（被保険者証に記載されている7桁又は8桁の数字）を必ずご記載ください。

5. 同意事業所一覧表等の提出期限について

同意事業所一覧表、同意書もしくは誓約書の提出は、平成27年4月24日(金)(必着)までに協会けんぽ東京支部へ郵送にてご提出をお願いします。

なお、記載内容についてお問い合わせをする場合がありますので、同意事業所一覧表の左上部「送付先」の欄外下部に電話番号のご記載もお願い致します。

6. 控えの交付について

被扶養者再確認業務では、短期間に膨大な量の書類が集中するため、提出いただいた書類の写しの返信依頼は、避けていただきますようお願い致します。

7. 「被扶養者状況リスト」等の送付について

同意事業所一覧表等によりご提出いただいた事業所にかかる「被扶養者状況リスト」等につきましては、平成27年6月中旬頃に協会けんぽ東京支部から各社会保険労務士様宛送付致します。引き抜き作業、取りまとめ作業がある関係上、事業所へ直接送付が開始される5月下旬より遅れての送付となりますが、ご理解くださいますようお願い致します。

なお、東京支部窓口で直接お渡しすることができませんのでご了承ください。

8. その他

被扶養者資格再確認に係る書類等につきましては、社会保険労務士様へ直接郵送が可能な状況ですが、この再確認業務以外の被保険者証の送付やその他郵送物につきましては、従来どおり各事業所の登録所在地への送付となりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

なお、被扶養者状況リストの提出期限は、平成27年7月末までとさせていただきます（例年と同様）。



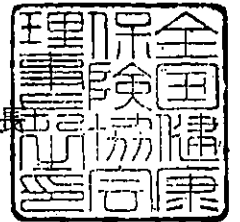
「別添」

協発第150216-02号

平成27年2月16日

全国社会保険労務士会連合会会長 様

全国健康保険協会理事長



平成27年度被扶養者資格再確認業務に係る被扶養者状況リストの
社会保険労務士への送付について

日頃から当協会の事業運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全国健康保険協会では、保険給付の適正化及び高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に、平成27年度においても、健康保険被扶養者資格の再確認業務を実施いたします。

被扶養者資格の再確認にあたっては、被扶養者状況リストを事業主様へお送りすることとなりますが、社会保険労務士と受託契約をしている事業所に係る同リストにつきましても、過去実施時と同様に、別添の方法により社会保険労務士へお送りする取扱いといたしますので、都道府県社会保険労務士会への周知方よろしく願います。

平成 27 年度被扶養者資格再確認業務に係る被扶養者状況リストの 社会保険労務士への送付について

1 同意書による取扱い

被扶養者状況リストを社会保険労務士への送付を希望する場合は、以下の方法にて同意書等を提出して下さい。

(1) 受託事業所の同意

受託契約をしている事業主に対して、同意書（別紙 1）により同意を得てください。

(2) 同意事業所一覧表の作成

同意を得た事業所については、同意事業所一覧表（別紙 2）により、協会けんぽ支部別（都道府県別）に取りまとめてください。

(3) 協会けんぽ支部への提出

同意書及び同意事業所一覧表を該当協会けんぽ支部に提出（郵送）してください。

2 誓約書による取扱い

同意書による取扱いのほか、社会保険労務士が誓約する方法についても、過去同様に取り扱うこととし、取扱いについては以下のとおりといたします。

(1) 受託事業所の承諾

誓約による場合は、社会保険労務士あてに直接送付することについて、受託事業所に事前に承諾を得てください。

(2) 誓約書の作成

誓約書（別紙 3（様式例））の作成にあたっては、以下の内容について誓約してください。

- ① 受託事業所の事業主から事前に承諾を得ていること。
- ② 社会保険労務士あてに直接送付することについて、受託事業所と何らかの理由によりトラブルとなった場合、協会けんぽには一切の責任がないこと。

(3) 協会けんぽ支部への提出

誓約書及び同意事業所一覧表（別紙 2）を該当協会けんぽ支部に提出（郵送）してください。

なお、誓約書は平成 27 年度分として新たに作成してください。

3 過去実施時における既同意（誓約）事業所にかかる取扱い

過去の実施（平成 22 年度、平成 24 年度、平成 25 年度及び平成 26 年度）において、前記 1（2）の方法により作成した同意事業所一覧表（写）を保管している場合は、以下の方法により、同意事業所一覧表（写）により提出しても差し支えありません。

また、今回改めて同意事業所一覧表を再作成する場合も同様とします。

(1) 既同意事業所にかかる継続

過去実施時に同意を得ている事業所について、平成 27 年度も引き続き社会保険労務士への送付を希望とする場合は、同意事業所一覧表（写）「備考」欄に同意を得た年度「平成 00 年度 同意（または追加）」と記載してください。

なお、同意書は過去に提出済のため添付する必要はありません。

(2) 同意事業所の追加

同意事業所一覧表（写）に同意事業所を追加する場合は、同意事業所一覧表（写）「備考」欄に「平成 27 年度 同意（または追加）」と記載し、必ず同意書を添付のうえ提出してください。（別紙 2（記載例））

(3) 受託事業所の削除

受託事業所を削除する場合は、同意事業所一覧表（写）の該当事業所を削除してください。（別紙 2（記載例））

4 同意事業所一覧表の通番について

同意事業所一覧表の「通番」欄については、協会支部ごとに 1 番から順に番号を付し、該当番号を同意書の左上「同意事業所一覧表通番」に記入してください。

なお、誓約書により取り扱う事業所の場合は、同意事業所一覧表の通番のみ記入してください。

5 同意書等の提出期限

平成 27 年 4 月 24 日（金）までに事業所管轄の協会けんぽ支部へ提出してください。

6 同意書等（写）の保管

同意書（誓約書）及び同意事業所一覧表については、社会保険労務士において、その写しを取得し保管ください。

なお、提出された同意書については、特段、有効期限を設けることはありません。

7 被扶養者状況リスト等の送付

平成 27 年 6 月初旬より、該当事業所分の被扶養者状況リストを以下の方法により、協会けんぽ各支部より順次送付いたします。

(1) 被扶養者状況リストのほか、リーフレット、被扶養者調書兼異動届及び返信用封筒を該当事業所分同封いたします。

(2) 被扶養者状況リスト等は、同意事業所一覧表に記載されている社会保険労務士の事務所所在地に送付いたします。

8 その他留意事項

(1) 事業所記号の記載

同意書及び同意事業所一覧表に記載する事業所記号は、必ず「数字（被保険者証上部に表示されている 7 桁もしくは 8 桁のもの）」で記載してください。

(2) 被扶養者状況リスト等の提出

被扶養者資格の確認が完了した被扶養者状況リスト等の提出にあたっては、以下の点に特にご留意の上、提出してください。

- ① 同封の返信用封筒にて、事業所単位で送付してください。
- ② 被扶養者状況リスト「副」は送付しないようお願いいたします。
- ③ 社会保険労務士事務所あての返信用封筒を同封し、被扶養者状況リストの写しの返送を求める場合は、返信用封筒（協会事務局あて）は使用せず、該当する協会支部へ直接提出（郵送）してください。

《 理由 》

返信用封筒（協会事務局あて）にて提出された被扶養者状況リスト等は、協会けんぽが契約する委託業者において、全国分を一括して仕分け作業等を行います。

そのため、複数の事業所分を1つの返信用封筒に同封された場合や、社会保険労務士事務所あての返信用封筒を同封されると仕分け作業が円滑にできなくなるため。

同意事業所一覧表通番

同 意 書

全国健康保険協会より送付される、当事業所の被扶養者状況リストについては、当事業所が社会保険関係の業務委託を行っている（_____）に直接送付することに同意いたします。

全国健康保険協会_____支部長 殿

平成 年 月 日

事業所整理記号 _____ (数字)

事業所名称 _____

事業所所在地 _____

事業主名 _____ 印

連絡先電話番号 _____ () _____

【ご注意ください】

この同意書の内容は、事業主がこの同意について取り消す旨の意向が全国健康保険協会に伝わらない限り有効となります。

誓 約 書

私は、全国健康保険協会より送付される被扶養者状況リストを同意事業所一覧表（別添）の受託事業所分について、私あてに直接送付することとし、以下の事項を厳守することを誓約します。

記

被扶養者状況リストの直接送付について、受託事業所の事業主から事前に承諾を得ていること、また、このことについて、受託事業所と何らかの理由によりトラブルとなった場合、協会けんぽには一切の責任がないこと。

全国健康保険協会 _____ 支部長 殿

平成 年 月 日

事務所名称 _____

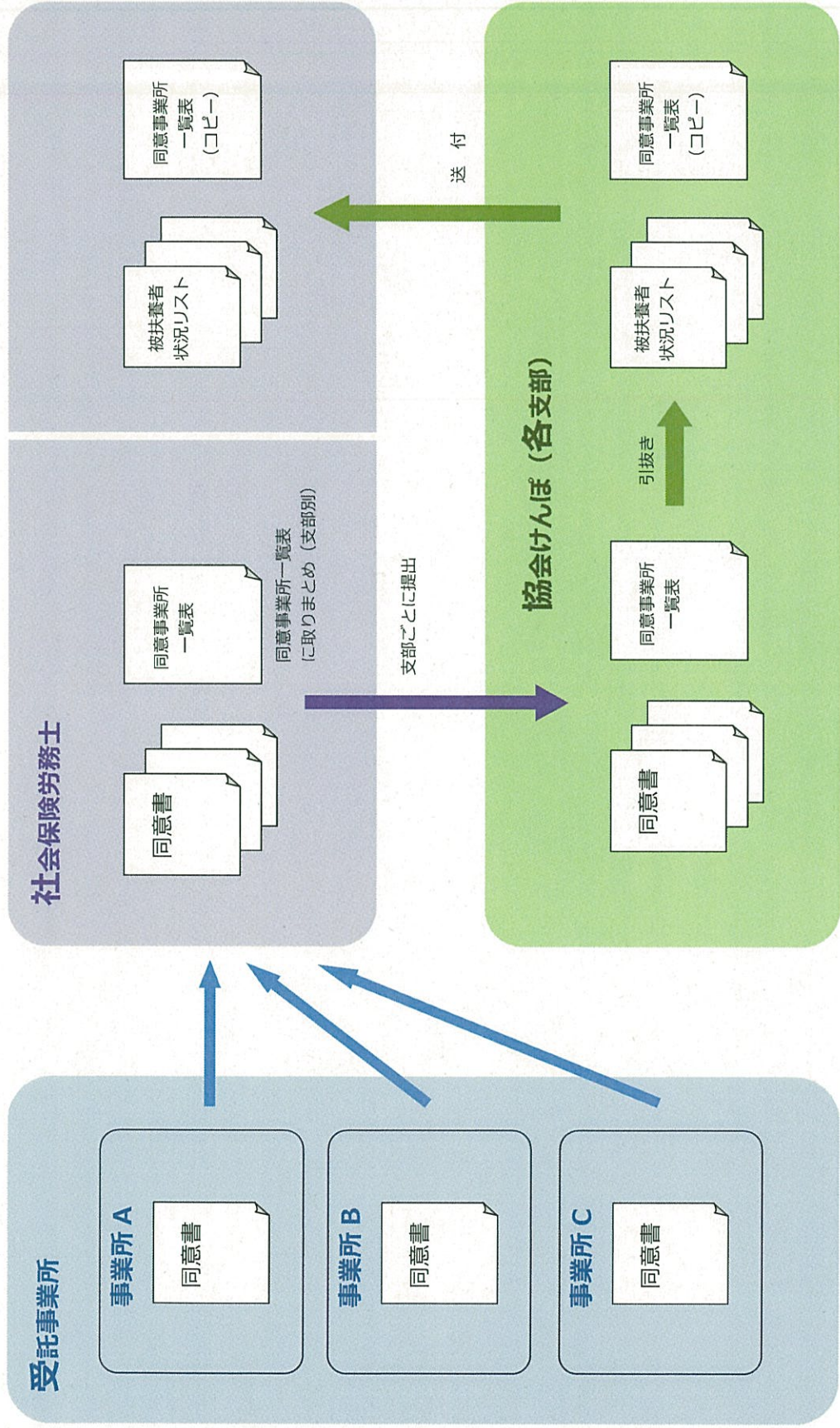
事務所所在地 _____

社会保険労務士氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____ () _____

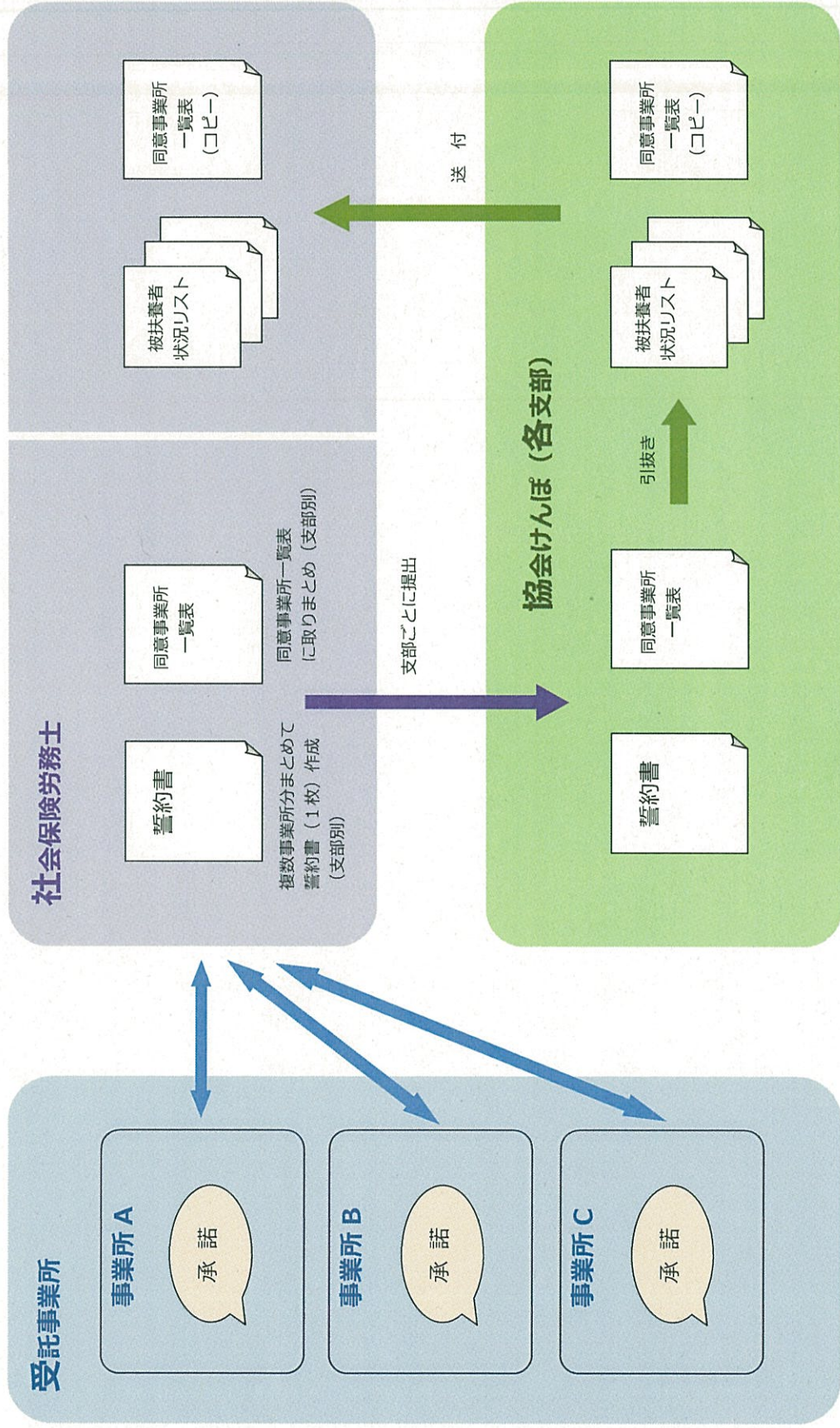
被扶養者状況リスト社労士直接送付イメージ

～同意書による方法～



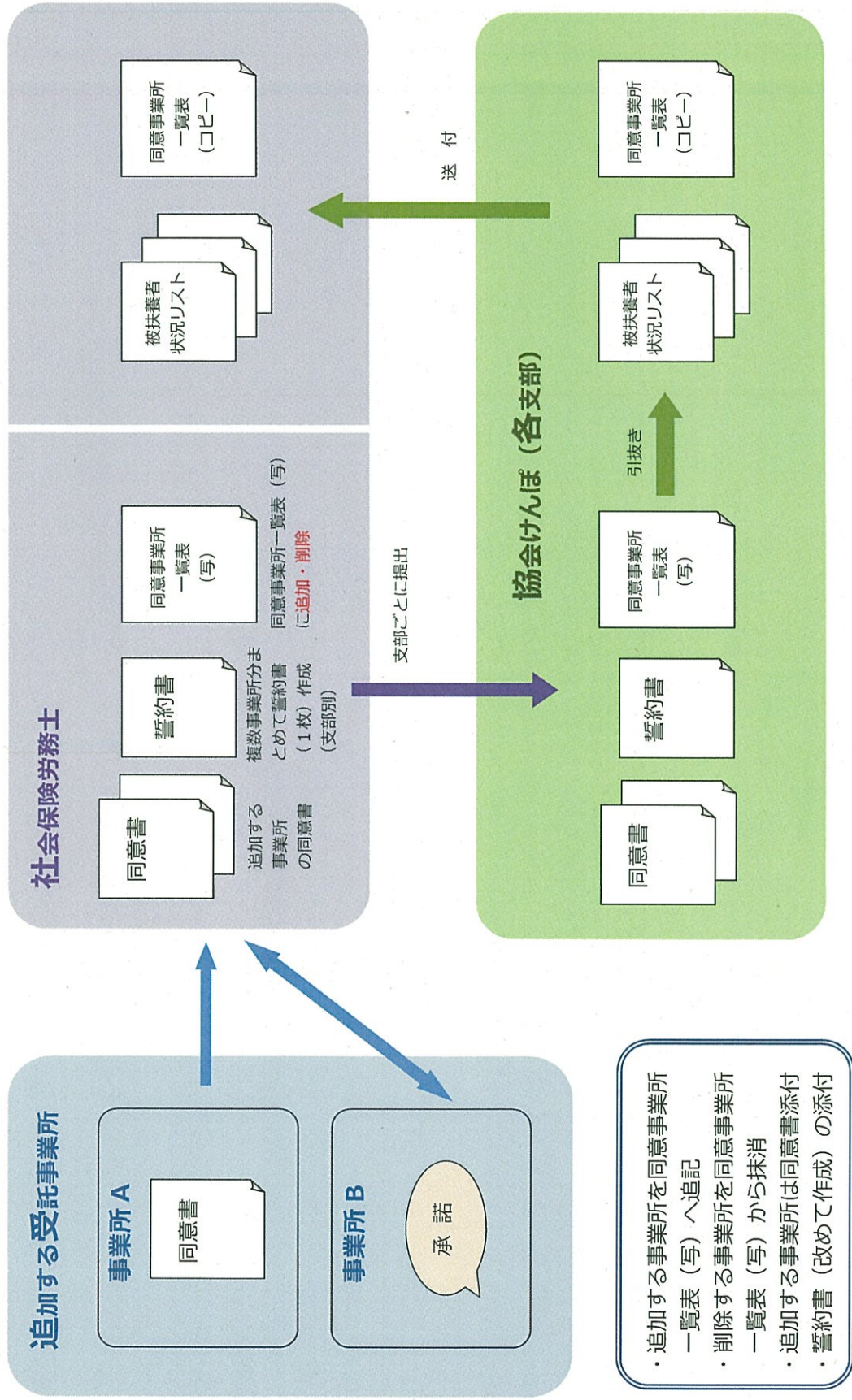
被扶養者状況リストと社労士直接送付イメージ

～誓約書による方法～



被扶養者状況リスト社労士直接送付イメージ

～同意事業所一覧表（写）を使用する場合（同意書・誓約書）～



- ・追加する事業所を同意事業所一覧表（写）へ追記
- ・削除する事業所を同意事業所一覧表（写）から抹消
- ・追加する事業所は同意書添付
- ・誓約書（改めて作成）の添付